

新居浜工業高等専門学校毒物，劇物検査実施要領

平成26年2月10日要領第1号

最終改正 平成28年9月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構毒物，劇物及び危険物取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第114号）（以下、「機構規則」という。）第11条及び新居浜工業高等専門学校毒物，劇物及び危険物取扱要項第8条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校における毒物，劇物の検査（以下、「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査時期)

第2条 通常検査は、毎年1回実施するものとする。

2 取扱者が退職等するときの検査は、定年退職する取扱者の場合は退職日の2ヶ月前までに検査を終了し、それ以外の取扱者の場合も退職等が判明後速やかに検査を実施するものとする。

3 その他、管理者が必要と認めた場合は、臨時に検査を実施するものとする。

(検査方法)

第3条 検査方法は、機構規則第11条第1項の規定により指名された検査員が、毒物，劇物の保管場所に出向き、取扱者の立会のもと毒劇物等検査表（別紙第1号様式）（以下、「検査表」という。）に記載されている検査項目に従って実施するものとする。

(検査報告)

第4条 検査員は、検査を完了したときは、検査表により管理責任者を通じて管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則（平成28年9月1日一部改正）

この要領は、平成28年9月1日から施行し、平成28年8月1日から適用する。